

(表)

身 分 証 明 書	
写	第 号
真	職 名
	氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)第5条第1項及び第2項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日交付	
	熊本県知事 印

(裏)

<p>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律抜すい</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第5条 内閣総理大臣及び主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定物資の生産、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関し、報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣及び主務大臣は、前項の規定により特定物資に関し立入検査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に当該特定物資を保管していると認められる者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第8条 この法律の規定による内閣総理大臣及び主務大臣の権限は、政令で定めるところにより地方公共団体の長に委任することができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。</p>
